

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 9 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 事業部長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

大型車を扱う事業場の工員数緩和要件を満たす事例について

今般、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和 2 年 4 月 1 日付、国自整第 353 号）を一部改正して、指定自動車整備事業の指定に係る基準（指定自動車整備事業の指定の基準の基となる優良自動車整備事業者（2 種整備工場）の認定に係る基準を含む。）において大型車を扱う事業場の工員数については、省力化機器を保有するなど一定の要件を満たす場合にあっては、4 人以上と緩和したところです。

これに伴い、大型車を扱う事業場の工員数緩和要件を満たす事例について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部整備（整備・保安）課長及び沖縄総合事務局運輸部車両安全課長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知をお願い致します。

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 9 日

各地方運輸局

自動車技術安全部整備課長 殿

自動車技術安全部整備・保安課長 殿

沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

大型車を扱う事業場の工員数緩和要件を満たす事例について

今般、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和 2 年 4 月 1 日付、国自整第 353 号）「以下、指導要領という。」を一部改正して、指定自動車整備事業の指定に係る基準（指定自動車整備事業の指定の基準の基となる優良自動車整備事業者（2 種整備工場）の認定に係る基準を含む。）において大型車を扱う事業場の工員数については、省力化機器を保有するなど一定の要件を満たす場合にあっては、4 人以上と緩和したところ。

これに伴い、大型車を扱う事業場の工員数緩和要件を満たす事例について、別紙のとおり整理しましたので業務の参考としてください。

なお、関係団体あて別添のとおり通知しております。

大型車を扱う事業場の工員数緩和要件を満たす事例について

工員数緩和要件を満たす事例について、次の１．～３．の各号に示すいずれかの事例をヒアリング等適切な方法により確認できれば、各要件を満たすと判断して差し支えありません。

なお、各事例は一例として示したものであり、その他の事例を否定するものではありません。

１．「合理的な管理体制が適切に確保されているもの」について

- （１）工員数に応じた作業指示が行われ、作業工程の進捗状況や点検整備の作業内容进行管理できる体制を構築している。
- （２）入庫・業務管理システムの導入等により、工員数に応じた入庫台数や業務量を適切に管理できる体制を構築している。
- （３）その他、合理的な管理体制を適切に確保・維持するための取り組みを自主的に実施している。

２．「工員の処遇が適切に確保されていること」について

- （１）給与及び労働条件（労働時間、休暇取得、福利厚生など）が工員数の緩和以前と比較して同水準以上を確保している。
- （２）工員の長時間労働を抑制するための取り組みを実施している。
- （３）工員の作業負担（重労働の軽減、危険作業の削減など）が少なくするための取り組みを実施している。
- （４）工員の労働環境が向上する取り組みを実施している。
- （５）指導要領に定義している省力化機器以外にも省力化に資する設備や機器を導入している。
- （６）工員の安全衛生管理について適切に確保するための取り組みを実施している。
- （７）その他、工員の処遇を適切に確保するための取り組みを自主的に実施している。

３．「工員の質が適切に確保されていること」について

- （１）一級自動車整備士資格保有者を確保している。
- （２）二級自動車整備士資格保有者を２人以上確保している。
- （３）自動車の整備技術の向上やその他業務に関するスキルアップを図るため、工員に対して継続した教育（法令に基づく研修は除く。）を実施している。
- （４）工員の安全衛生管理について適切な教育を実施している。
- （５）その他、工員の質を適切に確保するための定期的な取り組みを自主的に実施している。